

広島県建築物等清掃業務共通仕様書（平成28年版）

第1章 一般事項

第1節 一般事項

1 適用

- (1) 本共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、建築物等の清掃に関する業務に適用する。
- (2) 共通仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。
- (3) 清掃業務に係る契約図書は以下によるものとし、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次のアからエの順番とし、これにより難しい場合は、5「質疑に対する協議等」による。
 - ア 契約書
 - イ 質問回答書
 - ウ 特記仕様書（図面を含む。）
 - エ 共通仕様書
- (4) 共通仕様書の規定は、別の定めがある場合は適用しない。

2 業務目的

- (1) 日常清掃業務及び日常巡回清掃業務
防塵、拭き、ゴミの収集等の日常的な作業により、汚れ進行度の速い場所や部位の汚れを除去することによって、建築物の衛生的環境の確保、美観の維持、劣化の抑制を図り、快適な住環境（執務環境）を整備するとともに、建築物の各部材、設備等の更新時期の延伸に資することを目的とする。
- (2) 定期清掃業務
防塵、拭き、清浄、保護剤の塗布等の定期的な作業により、日常的な清掃では除去困難な汚れや汚れ進行度の遅い場所・部位の汚れを除去するとともに、建築物部材を保護することによって、建築物の衛生的環境の確保、美観の維持、劣化の抑制を図り、快適な住環境（執務環境）を整備するとともに、建築物の各部材、設備等の更新時期の延伸に資することを目的とする。

3 用語の定義

契約図書において用いる用語の定義は、次による。

- (1) 「施設管理担当者」とは、建築物等の管理に携わる者で、保全業務の監督を行うことを発注者が指定したものをいう。
- (2) 「受注者等」とは、当該業務契約の受注者又は契約書の規定により定めた受注者側の業務責任者をいう。

- (3) 「業務責任者」とは、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために施設管理担当者との連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。
- (4) 「業務担当者」とは、業務責任者の指揮により業務を実施するもので、現場における受注者側の担当者をいう。
- (5) 「業務関係者」とは、業務責任者及び業務担当者を総称していう。
- (6) 「施設管理担当者の承諾」とは、受注者が施設管理担当者に対し書面で申し出た事項について、施設管理担当者が書面をもって了解することをいう。
- (7) 「施設管理担当者の指示」とは、施設管理担当者が受注者等に対し業務の実施上必要な事項を、書面によって示すことをいう。
- (8) 「施設管理担当者と協議」とは、協議事項について、施設管理担当者と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- (9) 「施設管理担当者の検査」とは、業務の各段階で、受注者が実施した結果等について提出した資料に基づき、施設管理担当者が業務仕様書との適否を確認することをいう。
- (10) 「施設管理担当者の立会い」とは、業務の実施上必要な指示、承諾、協議及び検査を行うため、施設管理担当者がその場に臨むことをいう。
- (11) 「特記」とは、「1 適用」の(3)のア、イ及びウに指定された事項をいう。
- (12) 「業務検査」とは、契約書に規定するすべての業務の完了の確認、又は、毎月の支払いの請求に関わる業務の終了の確認をするために、発注者が指定した者が行う検査をいう。
- (13) 「作業」とは、契約図書で定める建築物等の定期点検、臨時点検、日常点検、保守、運転・監視、清掃、執務環境測定及び施設警備に当たることをいう。
- (14) 「必要に応じて」とは、これに続く事項について、受注者等が作業の実施を判断すべき場合においては、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けて対処すべきことをいう。
- (15) 「原則として」とは、これに続く事項について、受注者等が遵守すべきことをいう。ただし、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けた場合は他の手段によることができる。
- (16) 「清掃」とは、汚れを除去すること及び汚れを予防することにより仕上材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。
- (17) 「関係法令等」とは、業務の実施に当たり守るべき法令及び条例並びに規則、その他行政機関が公示し、又は発する基準、指針、通達等をいう。
- (18) 「日常清掃」とは、1日単位の短い周期で日常的に行う清掃をいう。
- (19) 「定期清掃」とは、週、月又は年単位の周期で定期的に行う清掃をいう。
- (20) 「日常巡回清掃」とは、1日1回の日常清掃後、巡回しながら部分的な汚れの除去、ごみ収集等を行う作業をいう。
- (21) 「弾性床」とは、ビニル床タイル、ビニル床シート、ゴム床タイル、コイル床タイル等の床をいう。
- (22) 「硬質床」とは、陶磁器質タイル、石、コンクリート、モルタル、レンガ等の床をいう。
- (23) 「繊維床」とは、カーペットの床をいう。
- (24) 「衛生消耗品」とは、トイレットペーパー、便座シート、塵芥収集袋、水石鹼等をいう。
- (25) 「適正洗剤」とは、清掃部分の材質を傷めずに汚れを除去できるもので、作業員の人体及び環境に配慮したものをいう。

4 受注者の負担の範囲

- (1) 契約図書及び契約図書において適用することが定められている図書類のうち、業務の施行に必要なものは受注者の負担において整備する。
- (2) 業務の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、特記がある場合に限って受注者の負担とする。
- (3) 清掃に必要な資機材は、受注者の負担とする。ただし、衛生消耗品を除く。
- (4) 業務の報告書等の用紙及び消耗品は、受注者の負担とする。ただし、特記により発注者が支給するものと定めるものは除く。
- (5) 業務の性質上当然実施しなければならないもの及び軽微な事項で、契約図書に記載のない附随業務は、受注者の負担において行う。

5 質疑に対する協議等

- (1) 契約図書の定められた内容に疑義が生じた場合は、施設管理担当者と協議する。
- (2) (1) の協議を行った結果、契約図書の訂正又は変更を行う場合は、受注者および発注者の協議による。
- (3) (1) の協議を行った結果、契約図書の訂正又は変更に至らない場合においても協議の内容は、第2節4「業務の記録」の規定による。

6 報告書の書式等

報告書の形式は、別に定めがある場合を除き、施設管理担当者の指示による。

7 関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

第2節 業務関係図書

1 業務計画書

業務責任者は、業務の実施に先立ち、実施体制、全体工程、業務担当者が有する資格等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、施設管理担当者の承諾を受ける。ただし、軽微な業務の場合において施設管理担当者の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 作業計画書

業務責任者は、業務計画書に基づき作業別に、実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、業務責任者名、業務担当者名、安全管理等を具体的に定めた作業計画書を作成して、作業開始前に施設管理担当者の承諾を受ける。

3 貸与資料

業務に関する資料は、貸与又は閲覧することができる。なお、貸与期間は2週間を限度とし、施設管理担当者の許可を受けるものとする。

4 業務の記録

施設管理担当者と協議した結果について記録し、提出する。

第3節 業務現場管理

1 業務管理

契約図書に適合する業務を完了させるために、業務管理体制を確立し、品質、工程、安全等の業務管理を行う。

2 業務責任者

- (1) 受注者は、業務責任者を定め施設管理担当者に届け出る。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。
- (2) 業務責任者は、業務担当者に作業内容及び施設管理担当者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図る。
- (3) 業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。

3 業務条件

- (1) 業務を行う日及び時間は、特記による。
- (2) 契約図書に定められた業務時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。

4 環境衛生管理体制

- (1) 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」による建築物環境衛生管理技術者の運用は、特記による。
- (2) 建築物環境衛生管理技術者は、法令に従い、環境衛生の維持管理に関する監督を行い、衛生的環境の確保に努める。
- (3) 別契約業務等で建築物環境衛生管理技術者に定められている場合は、その監督下において、衛生的環境の確保に努める。

5 業務の安全衛生管理

- (1) 業務担当者の労働安全衛生に関する労務管理については、業務責任者がその責任者となり、関係法令にしたがって行う。
- (2) 業務責任者は作業従事者に労働安全衛生法に基づく安全教育等の措置を講じること。
- (3) 業務の実施に際し、アスベスト又は PCB を確認した場合は、施設管理担当者に報告する。

6 支給品等の管理

支給された消耗品又は貸与された資機材等がある場合は、管理台帳等を作成するとともに、適時、現在数量を確認し、盗難、紛失、損傷等のないよう、適切な管理を行う。

7 危険防止の措置

- (1) 業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置をとり、事故防止に努める。(高所作業における転落事故の防止等)
- (2) 高所、通路上における作業の場合は、職員、施設来所者の安全を確保するための措置を講じる。
- (3) 業務を行う場所又はその周辺に第三者がいる場合又は立入るおそれがある場合には、危険防止に必要な措置を施設管理担当者に報告の上、当該措置をとり、事故を防止する。
- (4) 業務終了後の施錠確認を徹底すること。

8 緊急時の措置

災害及び事故等が発生した場合は、人命の安全確保を優先し、適切な措置をとるとともに施設管理担当者に連絡し、二次災害の防止に努める。事後、速やかにその経緯を施設管理担当者に報告する。

9 火気の取扱い

作業等の際し、原則として火気は使用しない。火気を使用する場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意する。

10 喫煙場所

業務関係者の喫煙は、指定した場所において行い、喫煙後は消火を確認する。

11 出入り禁止箇所

業務に関係ない場所及び室への出入りは禁止する。

第4節 業務の実施

1 業務の実施

業務は、契約図書並びに業務計画書及び施設管理担当者の指示に従って適切に行い、作業の対象又はその周辺に汚損等の損害を与えた場合は、受注者の責任において復旧する。また、受注者の過失により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。

2 業務担当者

- (1) 業務担当者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
- (2) 法令により、作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が当該作業を行う。

3 代替要員

業務内容により代替要員を必要とする場合には、あらかじめ施設管理担当者に報告し、承諾を得るものとする。

4 施設管理担当者の立会い

次の場合は、施設管理担当者の立会いを受けること。また、受注者側から施設管理担当者の立会いを求める場合は、予め申し出ること。

- (1) 施設管理担当者の確認が立会いにより行われる場合
- (2) その他、特に施設管理担当者から求めがあった場合

5 業務の報告

(1) 作業を行なった日は、その日の作業内容を記録し、速やかに施設管理担当者に提出する。ただし、同一業務内容を連続して行う場合は、施設管理担当者との協議の上、省略することができる。

(2) 報告書の提出方法及び提出の時期等については、特記又は施設管理担当者の指示による。

第5節 業務の検査

受注者は、契約書に基づき、その支払いに係る請求を行うときは次の書類を提出し、発注者の指示したものが行う業務の検査を受けるものとする。

- (1) 業務報告書（作業実施報告書、作業日誌等）
- (2) 完了報告書（業務がすべて完了した場合）

第6節 建物内施設等の利用

1 居室等の利用

- (1) 控室及びその付帯設備並びに什器、ロッカー等の供用については、特記による。
- (2) 供用室及び供用物は、業務責任者の管理のもと、これらを使用する。
- (3) 供用室及び供用物を汚損等の損害を与えた場合は、受注者の責任において復旧する。

2 供用施設の利用

- (1) 建物内の便所、エレベーター等の一般供用施設は、利用することができる。
- (2) 建物内の浴室、シャワー室、休憩室等は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けて使用することができる。

3 駐車場の利用

施設の駐車場の利用の可否については、特記による。

第7節 作業用仮設物等

1 作業用足場等

- (1) 足場、仮囲い等は、受注者の負担とする。
- (2) 足場、仮囲い等は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとする。

2 危険物等の取扱い

業務で使用する薬品, その他の危険物の取扱いは, 関係法令等による。

第2章 清掃

第1節 清掃業務一般事項

1 清掃業務の範囲

- (1) 清掃の対象となる部分は、特記による。
- (2) 家具、什器等（椅子等の容易に移動可能なものを除く）の移動は、原則として別途とする。
- (3) 次に示す部分の清掃は、省略できるものとする。
 - ア 家具、什器等があり清掃不可能な部分
 - イ 電気が通電されている部分又は運転中の機器が近くにある等、極めて危険な部分
 - ウ 執務中の清掃場所又は部位で、あらかじめ職員の指示を受けた場合
- (4) 天井高さ 3.5mを超える照明器具、吹出口等の高所にある部分の清掃は、原則として別途とする。

2 臨時の措置

臨時に新たな清掃が必要になった場合には、その旨を施設管理担当者（以下「担当者」という。）に報告し、指示を受ける。

3 清掃業務の報告及び確認

- (1) 清掃業務終了後に、指定された書類（日常・定期作業実施報告書等）をもって、担当者へ報告する。
- (2) 職員の指示を受けて清掃を省略した部位又は場所は、その旨を報告書に記述する。
- (3) 担当者より業務の実施状況についての確認の求めがあった場合には、これに立ち会う。

4 自主点検

受託者は、清掃業務の実施状況について、業務責任者及び業務担当者以外の者により、年間を通じ定期的に自主点検を行い、施設管理担当者へ報告する。（自主点検の周期及び報告の様式は、事前に協議を行い、業務計画書等により施設管理担当者の承諾を得ること。）

5 使用資機材の報告

清掃に使用する資機材は、あらかじめ担当者の承諾を受ける。

6 資機材等の保管

- (1) 日常清掃に使用する資機材及び衛生消耗品は、担当者より指示された場所に、整理して保管する。
- (2) 定期清掃のみを行う場合において、当該業務に使用した資機材は、作業完了後持ち帰る。

7 注意事項

- (1) 使用する資機材は、品質良好なものを使用するものとし、また、受注者の責任において使用場所に最適なものを的確に選択し、使用する。
- (2) 貸与された使用機材は、作業に適したものであることを担当者と業務責任者で確認する。

- (3) 使用する資材，洗剤等は環境汚染の少ないものを優先する。

第2節 建物内部の清掃

1 床の清掃

(1) 弾性床

弾性床の清掃の作業内容は，1表による。

1-1表 弾性床の清掃作業

作業項目	作業内容
1 除塵 (1) 自在箒又はフロアダスターによる除塵 (2) 真空掃除機を併用する除塵	隅は自在箒，広い場所はフロアダスター又は自在箒で掃き，集めたごみは所定の場所に搬出する。 隅は真空掃除機で，広い場所はフロアダスター又は自在箒で掃き，集めたごみは所定の場所に搬出する。
2 水拭き (1) 部分水拭き (2) 全面水拭き	汚れが目立つ部分は，モップで水拭きをする。 床全面をモップで水拭きをする。
3 補修 (1) 空バフイング (2) スプレーバフイング (スプレークリーニング)	汚れが目立つ床面は，パッド（赤又は白）を装着した床磨き機で空バフイングし，汚れを除去する。 ①汚れた部分は，水又は専用補修液をスプレーし，パッド(赤又は白)を装着した床磨き機で乾燥するまで研磨する。なお，汚れが目立つ場合は，適正に希釈した表面洗浄用洗剤を用いる。 ②削り取られたかすを取り除き，スプレーバフイングを行った箇所を水拭きした後，樹脂床維持剤を塗布して補修する。
4 洗浄 (1) 表面洗浄	①椅子等軽微な什器の移動を行う。なお，洗浄水の浸入のおそれのあるコンセント等は，適正な養生を行う。 ②床面の除塵を行う。除塵作業は，1「除塵」により行う。 ③床面に適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないよう塗布する。 ④洗浄用パッド(赤)を装着した床磨き機で，皮膜表面の汚れを洗浄する。 ⑤吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 ⑥2回以上水拭きを行い，汚水や洗剤分を除去した後，十分に乾燥させる。水拭き作業は2「水拭き」(2)により行う。 ⑦樹脂床維持剤を，塗り残しや塗りむらのないよう格子塗りし，十分に乾燥する。 ⑧樹脂床維持剤の塗布回数は，原則として1回（格子塗り）とする。 ⑨移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。

(2) 剥離洗浄	<p>①椅子等軽微な什器の移動を行う。なお、洗浄水の浸入のおそれのあるコンセント等は、適正な養生を行う。</p> <p>②床面の除塵を行う。除塵作業は、1「除塵」により行う。</p> <p>③剥離用パッド(黒)を装着した床磨き機で洗浄する。</p> <p>④吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。</p> <p>⑤剥離状況を点検し、不十分な箇所がある場合は、再度剥離作業を行う。</p> <p>⑥床材表面を中和するため、床磨き機で水洗いを行う。</p> <p>⑦吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。</p> <p>⑧3回以上水拭きを行って、汚水や剥離剤を除去した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は、2「水拭き」(2)により行う。</p> <p>⑨樹脂床維持剤をモップで、塗り残しや塗りむらのないよう格子塗りし、十分に乾燥した後塗り重ねる。</p> <p>⑩樹脂床維持剤の塗布回数は特記による。特記のない場合は、3回(格子塗り)とする。</p>
----------	--

(2) 硬質床

硬質床の清掃の作業内容は、2表による。

1-2表 硬質床の清掃作業

作業項目	作業内容
<p>1 除塵</p> <p>(1) 自在箒又はフロアダスターによる除塵</p> <p>(2) 真空掃除機を併用する除塵</p>	<p>1-1表 1「除塵」(1)による。</p> <p>1-1表 1「除塵」(2)による。</p>
<p>2 水拭き</p> <p>(1) 部分水拭き</p> <p>(2) 全面水拭き</p>	<p>1-1表 2「水拭き」(1)による。</p> <p>1-1表 2「水拭き」(2)による。</p>
<p>3 補修</p>	<p>1-1表 3「補修」(2)による。</p>
<p>4 洗浄</p> <p>(1) 表面洗浄 (床保護材が塗布されている場合)</p> <p>(2) 剥離洗浄 (床保護材が塗布されている場合)</p> <p>(3) 一般床洗浄 (床保護材が塗布されていない場合)</p>	<p>1-1表 4「洗浄」(1)による。</p> <p>1-1表 4「洗浄」(2)による。</p> <p>①椅子等軽微な什器の移動を行う。</p> <p>②床面の除塵を行う。除塵作業は、1「除塵」による。</p> <p>③床面に適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないよう塗布する。</p> <p>④洗浄用パッド又は洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。</p> <p>⑤吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。</p> <p>⑥2回以上水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。</p> <p>水拭き作業は、2「水拭き」(2)により行う。</p> <p>⑦移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。</p>

(3) 繊維床

繊維床の清掃の作業内容は、1-3表による。

1-3表 繊維床の清掃作業

作業項目	作業内容
1 除塵 (1) 真空掃除機による除塵 (2) カーペットスqueeperによる除塵	真空掃除機で吸塵する。 床表面の粗ごみをカーペットスqueeperで回収して除塵する。
2 しみ取り	しみの性質と繊維素材に適したしみ取り剤（水溶性又は油溶性）を用いて、しみを取る。なお、方法は特記による。
3 補修 (スポットクリーニング)	バフingパッド方式又はパウダー方式によりクリーニングを行う。 なお、方法は特記による。
4 洗浄 (全面クリーニング)	カーペット床全面を洗浄し、丁寧に汚れを除去する。なお、方法は特記による。

第3節 場所別の清掃

1 玄関ホール

(1) 玄関ホールの日常清掃及び日常巡回清掃の作業内容は、2-1表による。

(2) 玄関ホールの定期清掃の作業内容は、2-2表による。

2-1表 玄関ホール（日常清掃及び日常巡回清掃）

作業対象	作業項目	作業内容
1 床の清掃 (1) 弾性床 (2) 硬質床	除塵 水拭き 除塵 水拭き	1-1表の1「除塵」(1)による。 1-1表の2「水拭き」(1)による。 1-2表の1「除塵」(1)による。 1-2表の2「水拭き」(1)による。
2 床以外の清掃 (1) フロアマット (2) 扉ガラス (3) 什器備品 (4) 灰皿 (5) ごみ箱 (6) 金属部分	除塵 部分拭き 除塵 吸殻収集 ごみ収集 除塵	真空掃除機で吸塵する。 汚れが目立つ部分は、タオルで水拭き又は乾拭きする。 タオル、ダストクロス等でほこりを取る。 吸殻を収集し、灰皿はタオルで拭く。 ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。 タオル、ダストクロス等で埃を取る。
3 日常巡回清掃 (1) 床（弾性床、硬質床） (2) 灰皿 (3) ごみ箱 (4) フロアマット	部分水拭き 吸殻収集 ごみ収集 除塵	汚れ、水滴等が付着した部分をモップで拭く。 灰皿を点検して、吸殻を収集し、タオルで拭く。 ごみを収集する。 真空掃除機で吸塵する。

2-2表 玄関ホール（定期清掃）

作業対象	作業項目	作業内容
1 床の清掃 (1)弾性床 (2)硬質床	洗浄 洗浄	① 1-1表の4「洗浄」(1)による。 ② 1-1表の4「洗浄」(2)による。 ① 1-2表の4「洗浄」(1)又は(3)による。 ② 1-2表の4「洗浄」(2)による。
2 床以外の清掃 (1)壁 (2)フロアマット (3)扉ガラス (4)什器備品 (5)照明器具 (6)吹出口及び吸 込口	除塵 部分拭き 洗浄 全面洗浄 拭き 拭き 拭き	鳥毛はたき，静電気除塵具等で除塵する。 汚れた部分は，水又は適正洗剤を用いて拭く。 適正洗剤又は水を用いて洗浄し，土砂や汚れを取り除く。なお，適正洗剤を用いる場合は清水で洗剤分を除去した後，十分に乾燥させる。 ガラス両面に水又は適正洗剤を塗布し，窓用スクイジーで汚れを除去する。 タオルで水拭きする。汚れは，適正洗剤を用いて除去する。 適正洗剤を用いて管球，反射板，カバー等を拭き，水拭きして仕上げる。汚れが落ちない部分は，更に適正洗剤で拭き取り，タオルで乾拭きする。 次の作業を行う。 ・吹出口，吸込口下の床面を養生する。 ・吹出口，吸込口及びその周辺を除塵する。 ・吹出口，吸込口，風量調整器（シャッター）及びその周辺の汚れを適正洗剤を用いて除去し，水拭きして仕上げる。

2 事務室

(1)事務室の日常清掃の作業内容は，2-3表による。

(2)事務室の定期清掃の作業内容は，2-4表による。

2-3表 事務室（日常清掃）

作業対象	作業項目	作業内容
1 床の清掃 (1)弾性床 (2)繊維床	除塵 水拭き 除塵	1-1表の1「除塵」(1)による。 1-1表の2「水拭き」(1)による。 1-3表の1「除塵」(1)による。
2 床以外の清掃 (1)灰皿 (2)ごみ箱	吸殻収集 ごみ収集	吸殻を収集し，灰皿はタオルで拭く。 ごみを収集し，容器の外面で汚れた部分は，タオルで水拭き及び乾拭きをする。

2-4表 事務室（定期清掃）

作業対象	作業項目	作業内容
1 床の清掃 (1)弾性床 (2)繊維床	洗浄 補修 洗浄	① 1-1表の4「洗浄」(1)による。 ② 1-1表の4「洗浄」(2)による。 1-1表の3「補修」による。 1-3表の4「洗浄」による。
2 床以外の清掃 (1)照明器具 (2)吹出口及び吸 込口 (3)ブラインド	拭き 拭き 拭き	2-2表の2「床以外の清掃」(5)による。 2-2表の2「床以外の清掃」(6)による。 適正洗剤を用いて、スラット等を拭く。

3 会議室

(1)会議室の日常清掃の作業内容は、2-5表による。

(2)会議室の定期清掃の作業内容は、2-6表による。

2-5表 会議室（日常清掃）

作業対象	作業項目	作業内容
1 床の清掃 (1)弾性床 (2)繊維床	除塵 水拭き 除塵	1-1表の1「除塵」(1)による。 1-1表の2「水拭き」(1)による。 1-3表の1「除塵」(1)による。
2 床以外の清掃 (1)灰皿 (2)ごみ箱 (3)什器備品 (4)窓台	吸殻収集 ごみ収集 拭き 除塵 拭き	吸殻を収集し、灰皿はタオルで拭く。 ごみを収集し、容器の外側で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。 タオルで水拭きする。汚れは、適正洗剤を用いて除去する。 タオル、ダストクロス等でほこりを取る。 タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。

2-6表 会議室（定期清掃）

作業対象	作業項目	作業内容
1 床の清掃 (1)弾性床 (2)繊維床	洗浄 補修 洗浄	① 1-1表の4「洗浄」(1)による。 ② 1-1表の4「洗浄」(2)による。 1-1表の3「補修」による。 1-3表の4「洗浄」による。
2 床以外の清掃 (1)照明器具 (2)吹出口及び吸 込口 (3)ブラインド	拭き 拭き 拭き	2-2表の2「床以外の清掃」(5)による。 2-2表の2「床以外の清掃」(6)による。 適正洗剤を用いて、スラット等を拭く。

4 廊下及びエレベーターホール

(1) 廊下及びエレベーターホールの日常清掃及び日常巡回清掃の作業内容は、2-7表による。

(2) 廊下及びエレベーターホールの定期清掃の作業内容は、2-8表による。

2-7表 廊下及びエレベーターホール（日常清掃及び日常巡回清掃）

作業対象	作業項目	作業内容
1 床の清掃 (1)弾性床 (2)硬質床 (3)繊維床	除塵 水拭き 除塵 水拭き 除塵	1-1表の1「除塵」(1)による。 1-1表の2「水拭き」(1)による。 1-2表の1「除塵」(1)による。 1-2表の2「水拭き」(1)による。 1-3表の1「除塵」(1)による。
2 床以外の清掃 (1)灰皿 (2)ごみ箱	吸殻収集 ごみ収集	吸殻を収集し、灰皿はタオルで拭く。 ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。
3 日常巡回清掃 (1)床 ア弾性床、硬質床 イ繊維床 (2)灰皿 (3)ごみ箱	部分水拭き 除塵 吸殻収集 ごみ収集	汚れ、水滴等が付着した部分をモップで拭く。 汚れ等が付着した部分は、カーペットスーパードで回収して除塵する。 灰皿を点検して、吸殻を収集し、タオルで拭く。 ごみを収集する。

2-8表 廊下及びエレベーターホール（定期清掃）

作業対象	作業項目	作業内容
1 床の清掃 (1)弾性床 (2)硬質床 (3)繊維床	洗浄 洗浄 洗浄	① 1-1表の4「洗浄」(1)による。 ② 1-1表の4「洗浄」(2)による。 ① 1-2表の4「洗浄」(1)又は(3)による。 ② 1-2表の4「洗浄」(2)による。 1-3表の4「洗浄」による。
2 床以外の清掃 (1)壁 (2)照明器具 (3)吹出口及び吸 込口	除塵 部分拭き 拭き 拭き	鳥毛はたき、静電気除塵具等で除塵する。 汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。 2-2表の2「床以外の清掃」(5)による。 2-2表の2「床以外の清掃」(6)による。

5 便所及び洗面所

- (1) 便所及び洗面所の日常清掃及び日常巡回清掃の作業内容は、2-9表による。
- (2) 便所及び洗面所の定期清掃の作業内容は、2-10表による。
- (3) 便所及び洗面所に用いる洗浄パット、タオル、モップ等の資機材は、他と区別して専用のものを用いる。

2-9表 便所及び洗面所（日常清掃及び日常巡回清掃）

作業対象	作業項目	作業内容
1 床の清掃 (1)弾性床 (2)硬質床	除塵 水拭き 除塵 水拭き	1-1表の1「除塵」(1)による。 1-1表の2「水拭き」(2)による。 1-2表の1「除塵」(1)による。 1-2表の2「水拭き」(2)による。
2 床以外の清掃 (1)ごみ箱 (2)扉及び便所へだて (3)洗面台及び水栓 (4)鏡 (5)衛生陶器 (6)衛生消耗品 (7)汚物容器	ごみ収集 部分拭き 拭き 拭き 洗浄 補充 汚物収集	ごみを収集し、容器の外表面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。 汚れた部分は、水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。 スポンジで適正洗剤を塗布し、洗浄のうえ、タオルで拭く。 適正洗剤を用いて乾拭きする。 適正洗剤を用いて洗浄し、拭く。 トイレットペーパー、水石鹼等を補充する。 内容物を収集し、容器の外表面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きする。
3 日常巡回清掃 (1)床(弾性床,硬質床) (2)ごみ箱 (3)洗面台 (4)鏡 (5)衛生陶器 (6)衛生消耗品 (7)汚物容器	部分水拭き ごみ収集 拭き 拭き 洗浄 補充 汚物収集	汚れ、水滴等が付着した部分は、モップで拭く。 ごみを収集する。 汚れた部分は、タオルを用いて拭く。 汚れた部分は、タオルを用いて拭く。 汚れた部分は、適正洗剤で洗浄し、拭く。 トイレットペーパー、水石鹼等を補充する。 内容物を収集する。

2-10表 便所及び洗面所（定期清掃）

作業対象	作業項目	作業内容
1 床の清掃 (1)弾性床 (2)硬質床	洗浄 洗浄	①1-1表の4「洗浄」(1)による。 ②1-1表の4「洗浄」(2)による。 ①1-2表の4「洗浄」(1)又は(3)による。 ②1-2表の4「洗浄」(2)による。
2 床以外の清掃 (1)壁 (2)照明器具 (3)吹出口及び吸込口 (4)換気扇	除塵 部分拭き 拭き 拭き 拭き	鳥毛はたき、静電気除塵具等で除塵する。 汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。 2-2表の2「床以外の清掃」(5)による。 2-2表の2「床以外の清掃」(6)による。 次の作業を行う。 ・換気扇下の床面を養生する。 ・換気扇及びその周辺を除塵する。 ・換気扇及びその周辺の汚れを中性洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。

6 湯沸室

(1) 湯沸室の日常清掃及び日常巡回清掃の作業内容は、2-11表による。

(2) 湯沸室の定期清掃の作業内容は、2-12表による。

2-11表 湯沸室（日常清掃及び日常巡回清掃）

作業対象	作業項目	作業内容
1 床の清掃	除塵 水拭き	1-1表の1「除塵」(1)による。 1-1表の2「水拭き」(2)による。
2 床以外の清掃 (1)流し台 (2)厨芥容器	洗浄 厨芥収集	適正洗剤を用いてスポンジたわしで丁寧に洗浄し、タオルで拭く。 次の作業を行う。 ・厨芥を収集する。 ・容器を適正洗剤で洗浄する。
3 日常巡回清掃 床 (弾性床, 硬質床)	部分水拭き	汚れ, 水滴等が付着した部分をモップで拭く。

2-12表 湯沸室（定期清掃）

作業対象	作業項目	作業内容
1 床の清掃 弾性床	洗浄	① 1-1表の4「洗浄」(1)による。 ② 1-1表の4「洗浄」(2)による。
2 床以外の清掃 (1)壁 (2)照明器具 (3)吹出口及び吸込口 (4)換気扇	除塵 部分拭き 拭き 拭き 拭き	鳥毛はたき, 静電気除塵具等で除塵する。 汚れた部分は, 水又は適正洗剤を用いて拭く。 2-2表の2「床以外の清掃」(5)による。 2-2表の2「床以外の清掃」(6)による。 2-10表の2「床以外の清掃」(4)による。

7 エレベーター

(1) エレベーターの日常清掃及び日常巡回清掃の作業内容は、2-13表による。

(2) エレベーターの定期清掃の作業内容は、2-14表による。

2-13表 エレベーター（日常清掃及び日常巡回清掃）

作業対象	作業項目	作業内容
1 床の清掃 (1)弾性床 (2)硬質床 (3)フロアマット	除塵 水拭き 除塵 水拭き 除塵	真空掃除機で吸塵する。 1-1表の2「水拭き」(1)による。 1-2表の1「除塵」(1)による。 1-2表の2「水拭き」(1)による。 真空掃除機で吸塵する。
2 床以外の清掃 (1)壁・扉・操作盤 (2)扉溝	部分拭き 除塵	汚れた部分は, 水拭き又は適正洗剤で拭く。 真空掃除機で吸塵する。
3 日常巡回清掃 床 (弾性床, 硬質床)	部分水拭き	汚れ, 水滴等が付着した部分をモップで拭く。

2-14表 エレベータ（定期清掃）

作業対象	作業項目	作業内容
1 床の清掃 (1)弾性床 (2)硬質床 (3)フロアマット	洗浄 洗浄 洗浄	① 1-1 表の 4「洗浄」(1)による。 ② 1-1 表の 4「洗浄」(2)による。 ① 1-2 表の 4「洗浄」(1)又は(3)による。 ② 1-2 表の 4「洗浄」(2)による。 適正洗剤や水を用いて洗浄し、土砂や汚れを取り除く。 適正洗剤を用いる場合は清水で洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。
2 床以外の清掃 (1)壁・扉・操作盤 (2)照明器具 (3)吹出口及び吸込口	全面拭き 拭き 洗浄	適正洗剤で拭きあげた後、水拭き及び乾拭きする。 2-2 表の 2「床以外の清掃」(5)による。 2-2 表の 2「床以外の清掃」(6)による。

8 階段

- (1) 階段の日常清掃の作業内容は、2-15 表による。
(2) 階段の定期清掃の作業内容は、2-16 表による。

2-15表 階段（日常清掃）

作業対象	作業項目	作業内容
1 床の清掃 (1)弾性床 (2)硬質床 (3)繊維床	除塵 水拭き 除塵 水拭き 除塵	1-1 表の 1「除塵」(1)による。 1-1 表の 2「水拭き」(1)による。 1-2 表の 1「除塵」(1)による。 1-2 表の 2「水拭き」(1)による。 1-3 表の 1「除塵」(1)による。
2 床以外の清掃 (1)手すり (2)窓台	拭き 除塵 拭き	タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。 タオル、ダストクロス等でほこりを取る。 タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。

2-16表 階段（定期清掃）

作業対象	作業項目	作業内容
1 床の清掃 (1)弾性床 (2)硬質床 (3)繊維床	洗浄 洗浄 洗浄	① 1-1 表の 4「洗浄」(1)による。 ② 1-1 表の 4「洗浄」(2)による。 ① 1-2 表の 4「洗浄」(1)又は(3)による。 ② 1-2 表の 4「洗浄」(2)による。 1-3 表の 4「洗浄」による。
2 床以外の清掃 (1)壁 (2)照明器具	除塵 部分拭き 拭き	鳥毛はたき、静電気除塵具等で除塵する。 汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。 2-2 表の 2「床以外の清掃」(5)による。

9 食堂

(1) 食堂の日常清掃の作業内容は、2-17表による。

(2) 食堂の定期清掃の作業内容は、2-18表による。

2-17表 食堂（日常清掃）

作業対象	作業項目	作業内容
1 床の清掃 弾性床,木製床	除塵 水拭き	1-1表の1「除塵」(1)による。 1-1表の2「水拭き」(1)による。
2 床以外の清掃 (1)洗面台 (2)鏡 (3)窓台	拭き 拭き 除塵	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。 適正洗剤を用いて乾拭きする。 タオル、ダストクロス等でほこりを取る。

2-18表 食堂（定期清掃）

作業対象	作業項目	作業内容
1 床の清掃 弾性床,木製床	洗浄	①1-1表の4「洗浄」(1)による。 ②1-1表の4「洗浄」(2)による。
2 床以外の清掃 (1)窓台 (2)扉 (3)照明器具 (4)吹出口及び吸込口	拭き 洗浄 拭き 拭き	水又は適正洗剤を用いてタオル等で拭く。 除塵後、汚れが目立つ部分を適正洗剤を用いて洗浄する。 2-2表の2「床以外の清掃」(5)による。 2-2表の2「床以外の清掃」(6)による。

10 浴室, シャワールーム及び脱衣室

(1) 浴室, シャワールーム及び脱衣室の日常清掃の作業内容は, 2-19表による。

(2) 浴室, シャワールーム及び脱衣室の定期清掃の作業内容は, 2-20表による。

2-19表 浴室, シャワールーム及び脱衣室 (日常清掃)

作業対象	作業項目	作業内容
1 床の清掃 (1)硬質床 (浴室, シャワールーム内) (2)弾性床又は木床 (脱衣室)	洗浄 除塵拭き	適正洗剤を用いて, モップ又はタオルで洗剤拭き及び水拭きする。 1-1表の1「除塵」による。 適正洗剤を用いて, ブラシ又は床磨き機により洗浄し, 水洗いする。
2 床以外の清掃 (1)壁 (浴室, シャワールーム内) (2)灰皿 (3)ごみ箱 (4)扉 (5)洗面台 (6)鏡 (7)椅子, 洗面器 (8)水栓・シャワールーム金具等 (9)排水口 (10)足拭きマット (11)脱衣箱, 脱衣かご (12)消耗品	拭き 吸殻収集 ごみ収集 部分拭き 拭き 拭き 拭き 拭き ごみ収集 乾燥 拭き 補充	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し, タオルで拭く。 吸殻を収集し, 灰皿はタオルで拭く。 ごみを収集し, 容器の外側で汚れた部分は, タオルで水拭き及び乾拭きをする。 汚れた部分を水拭き又は適正洗剤を用いて除去する。 スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し, タオルで拭く。 乾拭き及び適正洗剤を用いて仕上げる。 スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し, タオルで拭き, 整理する。 スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し, タオルで拭く。 ごみを収集し, 目皿を水で洗う。 足拭きマットを乾燥させる。 タオルで拭き, 整理する。 指定された消耗品 (石鹸, ペーパー類) を補充する。

2-20表 浴室, シャワールーム及び脱衣室 (定期清掃)

作業対象	作業項目	作業内容
床以外の清掃 (1)天井 (2)扉 (3)照明器具 (4)換気扇	拭き 全面拭き 拭き 洗浄	適正洗剤を用いて洗剤拭き及び水拭きする。 適正洗剤を用いて洗剤拭き及び水拭きする。 2-2表の2「床以外の清掃」(5)による。 2-10表の2「床以外の清掃」(4)による。

11 喫煙スペース

(1) 喫煙スペースの日常清掃及び日常巡回清掃の作業内容は, 2-21表による。

(2) 喫煙スペースの定期清掃の作業内容は, 2-22表による。

2-21 表 喫煙スペース（日常清掃及び日常巡回清掃）

作業対象	作業項目	作業内容
1 床の清掃 (1)弾性床 (2)硬質床	除塵 水拭き 除塵 水拭き	1-1 表の1「除塵」(1)による。 1-1 表の2「水拭き」(2)による。 1-2 表の1「除塵」(1)による。 1-2 表の2「水拭き」(2)による。
2 床以外の清掃 (1)灰皿 (2)ごみ箱	吸殻収集 ごみ収集	吸殻を収集し、灰皿はタオルで拭く。 ごみを収集し、容器の外表面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。
3 日常巡回清掃 (1)床 (弾性床、硬質床) (2)灰皿 (3)ごみ箱	部分水拭き 吸殻収集 ごみ収集	汚れが付着した部分をモップで拭く。 吸殻を収集し、容器はタオルで拭く。 ごみを収集する。

2-22 表 喫煙スペース（定期清掃）

作業対象	作業項目	作業内容
1 床の清掃 (1)弾性床 (2)硬質床	洗浄 洗浄	① 1-1 表の4「洗浄」(1)による。 ② 1-1 表の4「洗浄」(2)による。 ① 1-2 表の4「洗浄」(1)又は(3)による。 ② 1-2 表の4「洗浄」(2)による。
2 床以外の清掃 (1)壁 (2)照明器具 (3)吹出口及び吸込口 (4)換気扇	除塵 部分拭き 拭き 拭き 拭き	鳥毛はたき、静電気除塵具等で除塵する。 汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。 2-2 表の2「床以外の清掃」(5)による。 2-2 表の2「床以外の清掃」(6)による。 2-10 表の2「床以外の清掃」(4)による。

第4節 ごみ収集

ごみ収集作業の内容は、3-1 表による。

3-1 表 ごみ収集作業

作業対象	作業項目	作業内容
ごみ収集	1 中継所から集積所までの運搬 2 分別 3 梱包	ごみ中継所に集められたごみ・吸殻等は、区別して集積所まで運搬する。 集められたごみを種類ごとに分別する。 集められたごみを適量分量に梱包する。

第5節 建物外部の清掃

1 窓ガラス

(1) 作業資格者

ア 2 m以上の高所作業を行う作業員は、労働安全衛生法による講習を受講し修了書を携帯している者又は高所作業車運転技能講習修了者とする。

イ ゴンドラ作業を行う作業員は、ゴンドラ安全規則の講習修了者とする。

(2) 作業内容

窓ガラスの清掃の作業内容は、4-1表による。

なお、熱線反射ガラスは、金属皮膜が施されているため窓用スクイジー等で傷をつけないよう作業を行うとともに、微粉塵によっても傷がつくおそれがあるので、水又は洗浄液を十分に塗布してからスクイジー操作又は作業を行う。

さらに、金属皮膜は強酸性洗浄剤や強アルカリ性洗浄剤等に影響を受けるので、水又は中性洗剤を使用する。

また、飛散防止等を目的としてガラス面にフィルムが貼られている場合も、同様に行う。

4-1表 窓ガラス（定期清掃）

作業項目		作業内容
窓ガラス	洗浄	次の作業を行う。 <ul style="list-style-type: none">・ガラス面に水又は中性洗剤を塗布し、汚れを除去して、窓用スクイジーで汚水を除去する。・ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。・ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。 ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。

第6節 外部建具

1 適用範囲

アルミニウム製及びステンレス製建具に適用する。

2 作業内容

清掃作業の内容は、5-1表による。

5-1表 アルミニウム製及びステンレス製（定期清掃）

区分	作業項目	作業内容
1 通常の汚れ	洗浄	次の作業を行う。 <ul style="list-style-type: none">・刷毛又は真空掃除機等で建具の表面や溝の除塵をする。・適正洗剤を用いて汚れを除去し、汚水を拭き取る。・タオルで水拭きを行い、乾拭きして仕上げる。
2 著しい汚れ	洗浄	次の作業を行う。 <ul style="list-style-type: none">・刷毛又は真空掃除機等で建具の表面や溝の除塵をする。・適正洗剤を用いて汚れを磨き洗いして除去し、汚水を拭き取る。・タオルで水拭きを行い、乾拭きして仕上げる。

第7節 外壁

1 適用範囲

アルミニウム製，ステンレス製，タイル張り，石張り及びコンクリート打放しに適用する。

2 作業資格者

外壁の作業を行う者は，第12第1項第1号の「作業資格者」による。

3 作業内容

- (1) アルミニウム製及びステンレス製の清掃の作業内容は，6-1表による。
- (2) タイル張り，石張り及びコンクリート打放しの清掃の作業内容は6-2表による。

6-1表 アルミニウム製及びステンレス製

作業項目		作業内容
通常の汚れ 又は著しい 汚れ	洗浄	次の作業を行う。 ・適正洗剤を用いて汚れを除去し，汚水をタオルで拭き取る。 ・水拭きを行い，乾拭きして仕上げる。

6-2表 タイル張り，石張り及びコンクリート打放し

作業項目		作業内容
通常の汚れ 又は著しい 汚れ	洗浄	次の作業を行う。 ・適正洗剤を用いて汚れを除去する。 ・水拭き又は水洗いをして仕上げる。

第8節 建物周囲

1 玄関周り

- (1) 玄関周囲の日常清掃及び日常巡回清掃の作業内容は，7-1表による。
- (2) 玄関周囲の定期清掃の作業内容は，7-2表による。

7-1表 玄関周り（日常清掃）

作業項目		作業内容
床	除塵 水拭き	自在箒で掃き，集めたごみは所定の場所に搬出する。 汚れの目立つ部分をモップで水拭きする。

7-2表 玄関周り（定期清掃）

作業項目		作業内容
床	洗浄	洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。

2 犬走り

犬走りの清掃の作業内容は，7-3表による。

7-3表 犬走り（日常清掃）

作業項目		作業内容
床	拾い掃き	巡廻して粗ごみを拾う。

3 構内通路

構内通路の清掃の作業内容は 7-4 表による。

7-4 表 構内通路（日常清掃）

作業項目		作業内容
床	拾い掃き	巡廻して粗ごみを拾う。

4 駐車場

駐車場の清掃の作業内容は、7-5 表による。

7-5 表 駐車場（日常清掃）

作業項目		作業内容
床	拾い掃き	巡廻して粗ごみを拾う。

5 屋上広場

屋上広場の清掃の作業内容は、7-6 表による。

7-6 表 屋上広場（日常清掃）

作業項目		作業内容
床	拾い掃き	巡廻して粗ごみを拾う。